

# 最近の司法界の動き

---

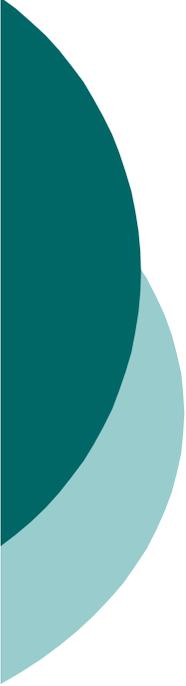
ひかり総合法律事務所  
弁護士 平岡 敦



## 厚生労働省の動き

---

- H16.12.24    ガイドライン
  - 個人情報保護法の医療分野における解釈基準
- H17.3.28     ガイドラインQ&A
  - 呼出、院内掲示など各場面ごとの解釈指針
- H17.3.31     医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
  - 情報システムに関して取るべき安全管理措置を示す。



# 安全管理「最低限のガイドライン」

---

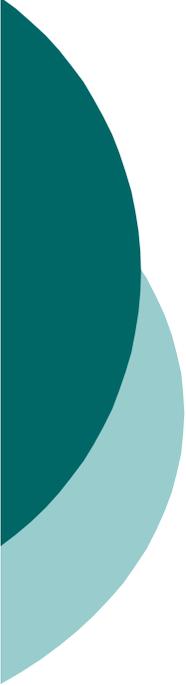
- 組織的安全管理
  - 個人情報参照可能な場所については、来訪者の記録・識別等の入退管理を行うこと。
- 物理的安全管理
  - 個人情報を参照できる端末が設置されている区画は、権限者以外立ち入ることができない対策を講じること。
  - 個人情報の物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。名札の着用。台帳記入。
- 電子カルテやオーダーエントリーシステムのシステムに関して、上記の要求を守れるか？



# 現行の罰則

---

- 刑法
  - 秘密漏示罪→6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 民間向け個人情報保護法
  - 主務大臣の命令に違反(助言→勧告→命令)  
→6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 独立行政法人等個人情報保護法など
  - 職員が正当な理由なしに個人の秘密を提供  
→2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - 職員が不正な利益を図る目的で個人情報を提供  
→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - 職員が職権を濫用して目的外で個人の秘密を収集  
→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



## 罰則の強化

---

- 自民党の情報漏洩罪検討プロジェクトチームの決定
  - 従業員（受託者の従業員を含む）に対し、個人情報のみだりに他人に知らせたりすることを禁じる条項を追加。
  - 不正な利益を得る目的で情報を提供したときは、一年以下の懲役か五十万円以下の罰金。
- 今国会では未提出。しかし、政府委員は前向きに検討していると答弁。



## 漏洩事故の頻発

---

- ノートPCの盗難
  - H17.4 18万5000人分の患者情報の入ったノートPCが盗難に遭う(カリフォルニア州)
- P2Pソフト利用PCのウィルス感染
  - H17.3 医師のPCに検査結果のデータを移して研究利用していたところ、そのPCがウィルス感染し、50人のデータ流出
  - H17.3 同様のルートで63人の診療記録が流出

病院の使用者責任回避  
医師による持ち出しを制限する必要性



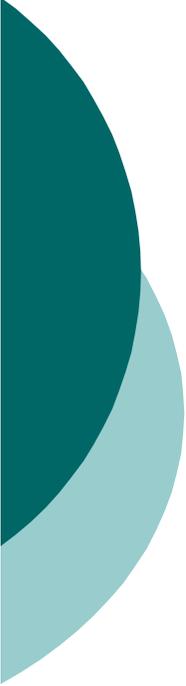
## 目的外利用

---

### ○ 退職医師の持ちだし

- H17.4 退職した医師が元勤務先から担当した患者の情報981人分を持ち出し、挨拶状を送る。
- H17.5 県がんセンター中央病院の前副院長（個人情報保護担当者）が、自ら診療所を開設する際、担当した患者の住所や病名など765人分の個人情報を無断で持ち出した

病院の使用者責任回避  
公表している利用目的の意味を徹底する必要



## 開示のミス

---

- 他人の個人情報を開示
  - 元患者から請求を受けて開示した診療記録のうちMRI検査報告書の控えなど335枚が他人のものだった



# 病院によるプライバシー権侵害事例

---

- 千葉地裁平成12年6月12日
  - 会社主催の健康診断で、従業員に無断で、医療機関にHIV検査を依頼し、医療機関はその結果を会社に報告した事例
  - 特段の必要性がないのにHIV検査を行い、その結果を報告することは、プライバシー権を侵害して違法
  - 仮に必要性があったとしても本人の同意を得ないと違法
  - 会社 200万円の損害賠償
  - 医療機関 150万円の損害賠償



## 病院類似の機関によるプライバシー権侵害事例

---

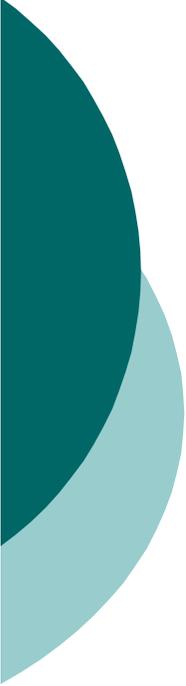
- 東京地裁平成7年6月22日
  - 心理カウンセラーが面接により知り得た相談者の私的事柄を無断で自らの著書(心理カウンセリングに関するもの)に掲載した
  - 氏名等は示していないが、年齢、学歴、職歴、家族関係、異性関係などの描写から特定可能
  - 60万円の損害賠償

# プライバシー権侵害の慰謝料額

1	60	11	50	21	100	31	200
2	10	12	200	22	450	32	130
3	10	13	5	23	10	33	20
4	170	14	50	24	10	34	30
5	100	15	50	25	110	35	35
6	30	16	60	26	60	36	350
7	50	17	50	27	200	37	40
8	100	18	140	28	50	38	200
9	300	19	30	29	50	39	130
10	110	20	30	30	10	40	160

平均 98万7500円 ←弁護士費用でおしまい

(医療関係のプライバシー侵害に限らない)



# 団体訴訟制度の創設

---

- 国民生活審議会 消費者団体訴訟検討委員会
  - 消費者被害の差止請求を個々の消費者が行うのではなく、消費者団体が代わりに行える制度
  - 消費者団体が提起した訴訟の効果は、個々の消費者に及ぶ
  - 消費者契約法違反行為の差止請求権のみが認められる模様
    - 損害賠償責任の免除などの不当条項の使用差止
    - 不当な勧誘行為の差止



# クラスアクションの可能性

---

## ○ クラスアクションとは

- 同一の原因に基づいて生じる請求権を有する多数の者(クラス)を代表して、個々の者の行為を要せずに、代表者が訴訟を提起・追行し、その結果が個々の者に及ぶ訴訟制度

## ○ 日本での導入可能性

- 個々の者の手続に参加する権利を保障できない。
- 民訴法、独禁法改正時にも導入が検討されたが、見送り。



## 被害者の組織化

---

### ○ 東京地方裁判所 係属中

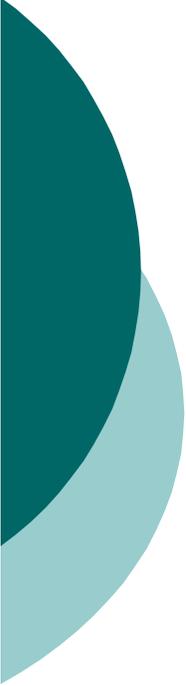
- TBCが管理していた約3万7000人もの顧客・アンケート協力者の個人情報ネット上に流出するという事件
- TBC事件では、弁護団が結成され、弁護団のHPで訴訟への参加を呼びかけ→現在14名
- 委任状等をHPからダウンロードし、必要事項を記入の上、弁護団に郵送して、着手金20000円を振り込めば、原告に加わることができる。



# 遺族からの開示請求

---

- 死者の情報が遺族の情報でもある場合＝個人情報
  - 東京都の解釈指針「請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」
- 遺族は複数
  - 複数の遺族にとっての個人情報になる
  - 一方遺族への開示が他方遺族のプライバシー権侵害になるケースあり(死者のプライバシーが侵害されることで遺族の追慕感情が害されるという法律構成)
  - 「ある遺族には見せるな」という生前の意思表示がある場合は、当該遺族に開示すると、他の遺族からの損害賠償請求を受けられる可能性あり
  - 診療情報提供指針「生前の意思、名誉等を十分に尊重」



# 大規模災害時の問合せ

---

## ○ 発端

- 福知山線の列車事故の際に、家族からの問合せや、報道機関からの問合せに応じなかった病院があった。

## ○ 厚生労働省QA集

- 本人の安否を家族に伝えることで、本人又は家族の生命、身体等の保護に資する場合は、例外として許される。
- 報道機関については、法は例外としているが、例外とされるのは報道機関における取扱い。医療機関からの提供は「報道機関における取扱い」の問題ではない。→例外には当たらない。



## お問い合わせ等

---

- ひかり総合法律事務所
  - TEL 03-3597-8701
- メールアドレス
  - [atsushi.hiraoka@nifty.ne.jp](mailto:atsushi.hiraoka@nifty.ne.jp)